

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における審判・裁判についての制度
及び統計分析に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 3 韓国における審判制度の現状と課題

韓国において、査定系審判としては、拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判及び訂正審判がある。当事者系審判としては、無効審判、権利範囲確認審判、延長登録無効審判、通常実施権許与の審判、訂正の無効審判、商標登録取消審判、商標権存続期間更新登録無効審判、商品分類の書換登録無効審判及び商標専用又は通常使用権登録の取消審判がある。その他に商標登録異議申立の制度もある。また、確定審決に対する不服申立制度である再審制度もある。すべての審判は、特許庁審判院で審理が行われる。日本又は中国と比較して、当事者系審判の種類が多いことが特徴である(第2部 2.3.3を参照)。

2009年1月30日の審判制度関連改正において、審査前置制度を廃止し、再審査制度を導入した。これにより、補正があった場合は、拒絶査定不服審判ではなく、再度審査が行われるようになった。補正の範囲が緩和され、審査期間が短いうえ、原審査官とは別の審査官による審査が多いこと等から、出願人からの評価は高い(第5部(第5部 5.2Q1~Q3、5.3(2)Q16を参照)。

拒絶査定不服審判が請求できる期間は、拒絶査定の通知を受けてから30日以内である。この期間は、最長3か月まで延長できるが、最初から3か月以内でよいのではないかという意見もあった(第5部 5.2、Q1を参照)。

権利範囲確認審判は、日本の判定制度と類似点は多いが、侵害訴訟において、審判の結論が尊重される点で利用価値が高いようである。このようなことから分かるように、韓国では、権利範囲確認審判は、侵害訴訟の前段階で任意交渉のツールとして活用され、侵害訴訟よりも多く利用されている。また、審決内容が証拠として裁判所に採用されるため、当事者の立証責任を緩和するメリットもあり、裁判でも利用価値は高い。しかし、日本のユーザの利用は少ないといわれており、日本のユーザもかかる制度の活用について検討の余地があるのではないだろうか(第5部 5.3(2)Q16を参照)。

また、韓国においては、弁理士に対し、民事訴訟の一種である特許権侵害訴訟の訴訟代理権を付与すべきか否かについて、議論となっている(第5部 5.3(2)Q8及びQ27を参照)。

なお、日本ユーザが韓国の審判を利用することは、少ないということが分かった(第5部 5.1の国内アンケート調査の結果を参照)。